

要 望 書

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

私達北方四島の元居住者は、ソ連の不法占拠によって故郷の島々を追われ、それまでに築き上げてきた生活や財産のすべてを失いました。

以来、今日に至る長い年月、我々は北方四島の日も早い祖国復帰を願い、北方領土返還要求運動に取り組んできました。

しかしながら、北方領土問題がいまだに解決しないことは、極めて遺憾であり、強い憤りを禁じ得ません。

故郷の島々を訪れる唯一の機会である北方墓参や自由訪問についても、立ち入ることができない墓地や元居住地があることは、誠に遺憾です。

また、島々に残してきた財産を保全し、利用することができない状況にあるなど、元居住者とその後継者が被ってきた様々な不利益は計り知れないものがあります。

これまでの間、多くの元居住者が亡くなり、生存者も高齢となる中、後継者が今後の返還要求運動などに果たす役割は大きく、それぞれの地域におけるリーダーの育成や後継者が活動しやすい環境づくりが重要となっています。

こうした状況を十分ご理解の上、次の事項について早急に措置を講ずるよう要望します。

1. 北方領土の早期一括返還
2. 北方領土墓参・自由訪問事業等の充実と円滑な実施
3. 元居住者の権益の保護等
4. 後継者の活動への支援

平成30年4月

公益社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟
理事長 脇 紀美夫

1. 北方領土の早期一括返還

元居住者の悲願である北方領土の早期一括返還を実現するため、国民世論の更なる結集と国際世論の喚起を図るとともに、日露両国間の信頼関係を強化し、領土問題の解決に向けて、今後さらに強力な外交交渉を進めること。

2. 北方領土墓参・自由訪問事業等の充実と円滑な実施

北方領土墓参と自由訪問事業において、希望する訪問地への立入が制限されることは、これらの事業が人道的見地から実施されていることを軽視するものであり、日露間の協議において、早期に解決される必要がある。

高齢となった元居住者にとって、船による四島への移動や上陸後の徒歩による移動は、年々、大きな負担となっており、今後より一層、負担の軽減や安全の確保に向けた措置が必要である。

今後も継続して、墓参りを実施していくためには、荒れた墓地の修復・保全や墓地に相応しい環境の整備が必要となっている。

自由訪問事業については、高齢となった元居住者の参加が難しくなっていることや、返還要求運動への後継者等の参加を促進する観点から、対象者の範囲拡大が求められている。

墓参事業は、広く「物故者の親族」が参加できる一方、訪問地が墓地に限られ、島での滞在も短時間であること等を考慮すると、将来に向けては、広く元居住者の親族が参加可能で、墓参りに加えて元居住地での散策も行う等墓参と自由訪問双方の要素を備えた事業への再編が必要と考えられる。

(1) 墓地や元居住地への立入制限の解消、希望する地域での墓参や自由訪問の実施

(2) 参加者の負担軽減、安全で確実な上陸・移動のための対策の実施

ア. 飛行機やヘリコプターの利用

- ・ 特別墓参の継続
- ・ 自由訪問事業や四島交流事業での飛行機の利用
- ・ 空港を利用できない地域や空港から車両で移動できない地域でのヘリコプターの利用

- イ. 訪問地に近い地点での入出域手続の実施
- ウ. 新たな上陸用船艇の導入、「えとぴりかⅡ」の装備・設備等の改良、充実
- エ. 上陸地点の整備や墓地・元居住地までのルート整備
 - ・ 船揚場や栈橋の設置
 - ・ 急傾斜路での階段、手すり・ロープの設置、砂利敷き・木道の設置、簡易舗装など
- オ. 共同経済活動に伴う移動手段の改善等の北方領土墓参・自由訪問事業における利用

(3) 墓地の修復・保全、環境の整備

- ア. 墓地の位置・現況把握
 - ・ 位置を特定するための専門的な調査・探査
 - ・ ロシア側への情報提供の依頼
- イ. 墓地にふさわしい環境の整備
 - ・ 破損・劣化した標柱の交換や倒れた墓石の再設置
 - ・ 草刈りや墓地周りの柵の設置など

(4) 自由訪問事業の対象者等の拡大

- ア. 「同行者」とされている「元居住者の子の配偶者、孫、孫の配偶者」の対象者への追加
- イ. 「曾孫」の同行者への追加

(5) 北方領土墓参と自由訪問事業の再編の検討など

- ア. 墓参りと元居住地の散策などを行う「ふるさと訪問」（仮称）の検討
- イ. 元居住地が同じ者のグループや家族単位など少人数での訪問を可能とする事業・方法の検討

(6) 北方四島との交流事業の推進

北方四島の住民との相互理解と友好を深め、北方領土問題解決の環境整備を進めるため、交流事業を適切に推進すること。

3. 元居住者の権益の保護等

北方四島では、元居住者の財産を保全、利用することができない状況が続いてきたが、我が国政府や企業等が関与して、共同経済活動が進められることとなった。

今後、具体的な事業・プロジェクトの実施に向けて、施設等を整備をする場合、日露間の協議とは別に、国内の問題として財産権に関する課題を早急に解決する必要がある。

(1) 残置不動産の保護と今後の取扱い

共同経済活動の実施に当たっては、既に四島側の行政府や企業・個人等が占拠・使用している土地等を含め、元居住者が所有する土地等の残置不動産の現況を把握するとともに、財産権の保護に必要な措置を明らかにするなど、今後の取扱いの基本的な方針等を明確にすること。

(2) 財産権の不行使に関する損失等の措置

北方領土に残してきた不動産は、長年にわたり所有権及び賃借権の権利を行使することができない状態にあることから、その損失等に対する必要な措置を早急に講ずること。

(3) 北方地域旧漁業権に対する補償

北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しており、元居住者の多くが旧漁業権者であること、また、高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。

(4) 北方領土への外国企業進出等の防止

北方領土への外国企業の進出及び周辺海域での漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、このような事態の発生防止を図ること。

4. 後継者の活動への支援

今後の活動の中核的役割を担う後継者は、仕事をもち、子供を育てる現役世代である者が多く、時間的・経済的な負担が大きい中、返還要求運動などに取り組んでいる。

今後、より多くの後継者が返還要求運動などに積極的に参加し、活動に取り組んでいくことができる環境づくりが必要である。

(1) 後継者リーダーの育成、活動の活性化への支援

地域における活動の中核となるリーダーの育成や、地域単位の後継者組織の活性化など、後継者間の連帯意識の醸成に関する取組への支援措置を充実すること。

(2) 後継者が取り組む活動への支援

後継者をはじめ広く青少年等を対象とする啓発活動など、後継者自らが企画し、参加する活動への支援措置を充実すること。

(3) 北対協融資制度の充実

元居住者とその承継者（死後承継・生前承継）に加え、広く後継者を借入資格者とする。

また、保証人制度の改善などによって利用しやすい制度とすること。